

伊方訴訟ニュース

第 85 号

1980年9月20日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:☎530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

「住民退避の範囲は1キロでよい」

との伊方町議会議長発言に抗議

辻忠義伊方町議会議長は、8月11日、愛媛県庁で開かれた県原子力防災会議の席上で「防災計画の住民退避の範囲は1キロでよい。また、定期検査中に発見された原発事故の発表は、いちいちなくても、あとでまとめて行なえばよい。いちいちしていると住民が動揺するだけだ」と、我々住民の生活、財産を軽視した暴言をはいた。

このことに対して、我々、伊方原発反対八西連絡協は、8月25日、伊方町役場に向向き、福田直吉町長に嚴重に抗議した。抗議には、井上常久副会長、矢野浜吉事務局長、広野房一さんをはじめ、磯津若人公害研究会の代表や八幡市民有志らも参加し、辻発言の不当さを追及した。

ところが、福田町長は無責任にも「私が言ったのではない。本人に聞いてくれ」と、出席していない辻議長に責任を押しつけ、逃げの一点張り。

「町の防災計画でも、退避の範囲を1キロと併記しているではないか。辻発言もこれに基いているのではないか」という我々の厳しい間にも、「防災計画は決定したものでない。安全審査の項目を資料にした参考的なものだ」と、今度は、原子力安全委員会に責任を転嫁しようとした。(9頁右に続く)

2号炉訴訟第6回公判

10月6日(月) 午前10時

松山地裁大法廷

被告国側から、小刻みに出す予定となっている答弁の第2部が、おそらく、伊方原発2号炉の工学的安全性を主張した準備書面として提出される予定。フェイルセーフ、フルプルーフ、無事故説などの安全神話の扱いが注目されている。原告住民側からは、前回の書面に対する求釈明が行われる予定。奮闘する原告団に支援を。

控訴審第8回公判

10月9日(木) 午前10時30分

高松高裁6階法廷

「スリマイル島原発事故をどのように受けとめているか、明快に答えよ」との原告住民側の要求に押され、被告国側が延ばしに延ばしてきた準備書面が、いよいよ提出される予定。また、原告住民側が申請した証人の採否をめぐる鋭い対立が予想され、裁判所の決定がどう出るか注目されている。

控訴審原告側弁論更新記録（その４）

熊野弁護士 裁判所の構成が替られた機会に、私たちがとくに裁判所にさせていただきたいと思っていることを、つぎの三点についてのべたいと思います。

一つは、前回の控訴人準備書面（４）の第７章「原子力防災計画」の中でのべました防災計画との関連で、TMI事故と本件との関係ということ。第二点は、本件裁判が持っています世界的な意味ということ。第三点は、裁判所に対してぜひ望むところ、それは、裁判所に対して、決して科学上の判断を求めているのではなく、憲法と法律とに従って判断させていただきたいということです。

まず第一点について申しますが、被告の国側は、５０年１０月の第１３準備書面で、つぎのようにのべています。すなわち、原子力発電所が危険だという原告側の主張は、単なる思想にすぎないとのべたくだりの中で、「しかし何ら安全性の確保がはかられていない原子炉等ならばともかく、すでに被告の主張している通り、すでに安全性の確保がはかられている原子炉等は何ら危険ではないし、有害な存在でもない。したがってこれが設置されても、何ら周辺住民に対して義務を課したり権利を制限したりすることはもちろんのこと、事実上も不利益を与えるものではない」と。これが、大きな事故が起こっていないのを幸いに、意気揚々と、私たちから言えば厚顔無恥にものべておられたところです。

その後、３年６ヶ月後の昨年３月２８日にスリーマイル島で、あのような事故が起こったのです。原子炉が危険であるかないかについては、すでに詳細に今までのべてきました

し、有害な存在であるかないかについてものべてきました。事実上も不利益を与えるものではないと、ここまで被告は云い切っていたのですが、それでは、TMI事故が起こった時に、アメリカの政府、NRC、ペンシルバニア州知事その他は何をしたか。スリーマイル島周辺の人たちはどうしたか。

アメリカでも日本と同じように、一応、原子力発電所の中心から半径２マイルという距離をとって、それを低人口地帯とし、万一悪い事故が起こって放射能が漏れても、危険が及ぶ範囲は２マイル内におさまり、それから外にいる人は安全だ、とされてきた。日本の場合には、わずかに半径７００メートル内ですべてのことはおさまって、それから外の住民には何の被害も及ぼさない、事実上も何の不利益も与えない、そう云うことを云って原告ら住民をだましてきたのです。

ところがその結果起こったことは何か。NRC自体が、半径２マイルどころではなく、半径２０マイルの範囲内での退避を考えざるを得なかったということです。そして、事故についていろいろ報道が行われた後、最近云われていることは、要するにマスコミが大きすぎただけで、その結果、住民に不安、精神的ショックを与えた。住民の健康上の被害は何もなかったが、精神的なショックが一番大きく、その責任はマスコミにあるんだと、そういう責任転嫁をしかかっています。

けれども、マスコミは何も勝手に報道したのではなくて、NRCの態度だとか記者会見、そういうものに基いて報道しているわけです。NRC自体が一体、事故が起こった時にどう

したらいのかということについて何も云えなかったことに一番の原因があったのです。水素爆発が起こるのか起こらないのか、2マイルから外の人たちが逃げる必要があるのかないのか、といったことについて。

本来の建前から云えば、まずNRCは、2マイルから外の人たちに、「絶対逃げる必要はない。あなたたちはいつもと同じように遊んでおり、働いておればよろしい」と、云わなければならないのですね。それを云わずに、「逃げる」と勧告すれば大ききわぎになるので、勧告はしないけれど強くすすめる。とにかく妊娠している女の人は逃げた方がいい、屋内にいた方がいいとか、そういうことを云ったのですね。

一家が家を空けて退避するという事は、再びそこに帰れるかどうか分からないという不安を伴っています。それがどんなに大きな不利益をもたらすかということ、前回の準備書面にのべてあるので、ここではのべません。

私たちも昨年8月に、スリーマイル島の現地に行き、現地の人たちの不安をいろいろ聞いたわけですが、やはり妊婦の不安が一番大きかったですし、小さな子供を持った母親、それにおばあさんたちが一番心配しておりました。

被告は「安全性の確保がはかられている原子炉については、事実上も不利益を与えるものではない」と云い切っています。また、前回私たちは、「原子力防災計画」という、愛媛県防災会議が、おそらくは、国側との相談に基いて作ったと思われるものを、甲270号証として裁判所に提出しました。それに対して被告側は、ほかの書証は全部認めておきながら、この「防災計画」に限って「不知」

という認否をされたのです。

私たちのあとで国側も30分ほど意見をのべられるそうですから、私たちは、その中でのべてほしいことを一点だけ要望しておきます。それは、本件の伊方原子力発電所について、退避が必要な事態が生じるのか生じないのか。そのことについて責任をもって、はっきりイエスかノーか、あいまいな玉虫色の発言でなく簡単に答えていただきたい。

いま伊方町については、ここにありますような部厚い防災計画ができています。宇和町、八幡浜市、保内町も同じ。瀬戸町はまだ出来ていないようですが。ともかくこういった町ごとの防災計画があって、どこに逃げなさい、そのためにクルマが足りない時は差し向けるよう要請しなさいとか、いろいろ、いざという時には役立つと思いますが、とにかくこんな部厚いものができているのです。こんなものが全くいらない単なる税金のムダ使いなのかどうなのか。そういう事態が絶対に起こらないのかどうなのか。事実上も周辺住民に不利益を与えるような事態が起こるのか起こらないのか。そのことについて簡単に答えてほしい。裁判所もそのことを一つ判断されれば、いかに国がウソを云っているかがすぐ分ると思います。

第二点は、本件裁判が、大げさかもしれませんが、文字通り人類的な意味と、広がりにおいて世界的意味を持ち、歴史の中においては世界史的な意味を持っているということです。今日は、甲444号証の「技術と人間」の記事の執筆者の中尾ハジメさんが傍聴にきておられます。中尾さんは水俣の報道に関して、ユージンスミスの写真集をほん訳されたり、公害問題に関して報道しておられますが、

昨年もスリーマイル島に二度行かれて現地の様子を日本に報道したり、こちらのことを英文であちらに紹介したりしておられます。

したがって私たちがいま、この狭い法廷の中でやっていることを現実に見聞しているのは、少数の法曹関係者や報道関係者など、わずかな者ですが、そのことは、マスコミあるいはミニコミを通じて、世界中の関心のある人たちに知らされる。そういった意味を持っているのだということを忘れられずに、狭いワクの中でなく広い立場に立って考えていただきたいということです。

第三点は、最も裁判所に訴えたい点ですが、何か伊方原子力発電所のこの裁判が、科学裁判であって裁判所の事項になじまないものであり、裁判所は行政庁の云うことを聞け、といった云い方が、露骨であれ、遠まわしであれ、いろいろな云いまわしで云われています。けれどもこの裁判で裁判所に求められているのは、憲法と法律に即して判断すればよいという、憲法76条「すべての裁判官はその良心に従って独立でその職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される」との、まさにその規定が本件で大事なのであって、私たちが求めているのも法律判断ですし、本日付の準備書面にのべてある、いくつかの憲法上の重要な法律判断をやっただけならば、裁判所が最も専門とする分野に限って判断していただくだけで、本件の許可処分を違法を明白にさせていただけると考えています。

裁判所に望むことは、原告ら住民の立場に立って、その気持を尊重して判決していただきたいということです。そのことを最も適切に表現しているのは、新約聖書の言葉だと思いますので、少しそれを引用させていただきます。

たい。マタイ伝の7章12節に書かれているあまりにも有名な言葉で、一般に黄金律と云われています。それは、「すべて人にしてほしいと思うことは、人にもまたそのようになさい」ということです。東洋の格言にも、その反対で、自分にしてほしくないことは人にもするな、というのがあります。

いま、宮本裁判長はじめ、上野裁判官、山脇裁判官がこの事件を担当して裁判して下さるわけですが、どうか逆の立場、すなわち、先程発言しました矢野さんや井上さん、あるいは広野さん、浪下さんが裁判官の立場であって、裁判官の方々が原発のすぐ近くに住民であった場合に、どういう裁判をしてほしいか。そういう気持ちになっていただいて、この事件を審理していただきたい。

もう少しさきほどの言葉の前後を引用しますと、こういう風に書かれています。「求めよさらば与えられん。尋ねよさらば見出さん。門をたたけさらば開かれん。すべて求める者は得、尋ねる者は見出し、門をたたく者は開かれるなり。汝らのうち誰か、その子パンを求めんに石を与え、魚を求めんに蛇を与えんや。しからば汝ら、悪しき者ながら良き賜物をその子らに与うるを知る。まして天にいます汝らの父は、求むる者に良き物を賜わざらんや」と。

先程から浪下さんらがのべたように、いま伊方の魚は食べられなくなっている。それによって伊方の住民は生活し、私たちも恩恵を受けている。日本人にとって非常に重要な新鮮な魚に代えて死んだ魚、生きておっても放射能で汚染された魚を与えるような裁判をしていただきたくない。一審の柏木判決は、まさに、私たちが魚を求めておるのに死んだ魚

を与えられた、そういう判決だったと思います。そういうことのないよう、ほんとうに原告ら住民の立場に立った判決をぜひしていただきたい。

石川弁護士 今まで原告本人および代理人が、本件訴訟について、裁判の経過、原判決の問題点、TMI事故の経過とその特長、原子力発電所が平常時の運転でも幾多の障害をもたらすこと、それから、裁判所に対して原告住民側が何を期待しているか、などの点について、ほんの骨子ではありますが申しのべてきました、私は、それをまとめるに当って、やはり、替られた裁判官に、私たちが何を求めているかについて申しのべたいと思います。

今日の弁論でも、たとえば、二次冷却水であるとか、小LOCAであるとか、あるいは、ECCS、炉心熔融など、裁判官にとっては耳なれない言葉が連発されてきました。実は、裁判所において、耳なれない言葉に遭遇するのは、普段は、原告住民、依頼人、国民であります。たまたま裁判所は、弁論更新に当たってはじめて、この伊方の裁判に関われることにおいて、今日は多少の異和感をお持ちになったと思います。

実は、原子力発電所に関する特殊用語の問題というのは、10数年前に伊方の住民、町が、国、四国電力から聞かされてうろたえたその時と全く同一状態であると思います。不幸にして今日この裁判が持たれているのは、実は、その耳なれない言葉が、フェイルセーフであるとか、あるいはフルグループであるとか、あたかも耳ざわりのいい横文字の言葉によって装飾され、そうして、金と権力によって伊方の町、住民がだまされ続けてきた不幸な結末であろうと思います。私たちが裁

判所に期待するのは、原告住民、そして町が10数年前にだまされた専門、技術、科学あるいは権威というものに対して、冷徹な裁判官の目をお持ちになって、事実を率直に見ていただきたいということです。

おそらく裁判官は、この訴訟を担当すると決まった時、厄介な問題に当たったものだという気持をお持ちになったと思います。それは、良く言えば、裁判官は法律の専門家であるけれども、科学技術の専門家ではない。したがって、論争中の科学技術の問題について、裁判官が結論を出すということは、差し控えたいという謙虚な気持ちがあるかもしれません。しかし他面、どうせ裁判をするなら、もう少し分り易い簡単な裁判をしたい、生半可なことで後から批判されるばかりでは困るという、いわば実務家としての習性と言いますか、自己防衛本能があるいは顔をのぞかしていたかも知れません。私たち代理人にしても、実は、同じ経過であったわけです。

しかし、現実には、安全であるか危険であるかの論争になっている原子炉が設置され、日々運転を続けられ、原告住民は毎日その生活、生命、身体の危機に遭遇させられています。こうした事態にあって、ことが科学技術の専門事項であるからと、裁判所が判断を回避することは、やはり許されないとします。

私たちは一審から、幾多の裁判官の前で、科学技術の論争についても主張、証拠の提出をくり返してきました。いわば結果論かも知れませんが、こういう科学技術の裁判に遭遇した場合、裁判所としてとるべくまことにイージーな考え方として、およそ二通りあるように思います。幸いにも本件は、行政庁の処分を取消すという訴訟であり、そして、行政

庁の処分というのは、当時の内閣総理大臣と四国電力との間での法律関係であります。したがって、原告住民らは直接の当事者でなく、いわば第三者である。したがって、直接に関係のない住民にとって、こういう事項につき争う権利はないという、いわば、訴訟の利益性という問題で門前払いという形で逃げる方法がその一つです。

もう一つは、何せこれは専門的事項である。しかも国の御用学者であれ、一応形式的な権威を持っている人々が、一たん判断した事項であるから、それを裁判官が独自に判断するというのは、現在の司法ないしは裁判官の能力からして不可能である。したがって、原則としてそういう専門家の判断を尊重しようという、専門的裁量権の尊重という形で逃げるやり方です。

法律家であれば、この二つの方法を思いつくと思います。私たちは、国がこの二つを重点的に主張してきたということをよく知っています。ところが一審の判決は、この二つうちのあとの方法、いわば自己弁明の方法で書かれたと、私たちは邪推しています。

こういう事態は、控訴審においても全く同様のことであろうと思います。しかし、いま申上げた二つの点についてその実質を考えて見ますと、法律家の思い付き論で逃げることはもうできないのではないかと思います。

最初の、原告住民は第三者であるという関係について言えば、確かに直接の処分当事者ではないという意味では第三者であります。しかし直接の処分当事者というのは、内閣総理大臣と四国電力であり、そこに交される法律関係というのは、電力会社が電力事業の一環として、法律的に見ますと、営業権、営業

の自由、あるいは財産権としての関係で許可を求め、それを国が許可をしたという形になるわけです。言ってみれば、この処分関係において争われるのは、営業の自由ないし財産権であります。

しかし形式的には第三者である住民たちが、この処分によって蒙る利害関係というのは、生命、身体は言うに及ばず、毎日の生活、あるいは環境、子孫末代に至る人間的な包括的な利益、ないし保護公益であります。

現代の社会では、財産権とか営業の自由であるとかいう権利、保護関係よりも、国民、住民の生命、身体、生活環境、子孫に対する義務、こういうものを優先的に尊重すべきであるというのは、社会の価値体系から必然のものであらうと思います。

したがって、形式的に第三者であるか当事者であるかということよりも、実質的にその処分によって、どういう価値が変動し失われようとしているのかという観点に立つ限り、そうして裁判所というのが、いわば古びた形式関係にお墨付きを与えるという、そういう機関でない限り、原告住民らの訴えは、当然裁判所が判断すべき事項でないかと考えます。したがって、第三者であるという理由で蹴るならば、およそ現代の社会における行政庁の設置許可処分は、その本質において、住民側からの訴えの途を閉すという結論にならうかと思えます。

二番目の、専門的事項であるから原則として専門家の裁量を尊重するのだという点について。先程、熊野代理人が申しましたように、本件訴訟は科学論争に決着をつける場ではありません。原告住民も裁判の場において、どちらの学説が正しいか、科学上の結論はいか

にあるべきか、そういう公式的決断を求めているのではないし、裁判所というのは、そういう論争について、公式的な強権的な決着をつける場ではないと思います。

しかし現実には、国被告の方が、そういう形式を踏んで設置許可をしたという主張をしている以上、これに対する反論をするのは住民の権利であり、その論争内において、裁判所が結論を出すのではなくて、それぞれの言分を聞いた上で、どちらに分があるか、あるいは、その論争の中でも、やはり安全性は確保されたと見るべきかどうかという点についての判断は、裁判所の独自の職務であろうと思います。

元来、裁判所は基本的人権のとりでであると言われてきました。しかしながら現在の社会は、18ないし19世紀にあったような、国家権力がその裸の姿で個人の人権を侵害するという形態はあり得ません。たとえば、警察、軍隊、あるいは徴税権力が、個人の財産を収奪し、あるいは、人身の自由を侵害する、そういう個別の処分行為、法律上では、搜索、差押え、逮捕、拘留、こういう処分でありますが、それらが直接裁判所で争われるということは非常に少なくなっています。むしろ国家権力自体が裸であらわれないで、独占企業、あるいは、公社、公団という特殊法人、あるいは自治体などを通じて、間接的に国家の施策を実行するという形態が普通の形態であります。

その場合に国家は、これら企業、法人、自治体との関係においては、行政庁の処分をなす、なされるという関係にあり、本来的な行政庁の処分の重要なものについては、個々の人間と国家の関係というよりも、国家と独占

企業、法人、自治体との関係においてなされるわけです。国家そのものが施策を実行するのではなく、こういう中間段階を通じて国策がなされているというのが現状だろうと思います。

こういう場合に、国民は特殊法人でも、企業でも、自治体でもないという理由で、法律上の争い方がないとすれば、恐らく環境問題、あるいは包括的な人権の問題については、国民の行政処分に対する争いの途は閉ざされざるを得ない。しかも、処分関係というのは、たとえば電電公社、あるいは国鉄、電力会社にしましても、非常に専門的かつ包括的事項にわたり、その処分内容というのが多分に科学的ないし専門の色あいを濃くするわけであります。

反面、こういう包括的な処分というのは、個々の人間というよりも、地域、階層の人間、そういう基本的人権の総体に対する受忍関係を強いるのが常であります。したがって裁判所が、第三者であるからという理由、あるいは専門的事項であるからという理由で、判断を回避するならば、現代社会における行政庁の処分関係が、特殊法人であるとか、しかも技術官僚、テクノクラートの属する領域にわたって行なわれる場合には、裁判所はほとんどお墨付きの機関に墮してしまうのではないかと心配するわけであります。

たとえこういう風な処分関係があったとしても、一たんそれが国民、住民の手によって行政訴訟として提起された場合には、まず先行の行政処分が、権威性、専門性、科学性を払拭した生の事実として住民の目にうつり、住民の理解や納得の仕方が果しておかしかどうかという点について、裁判所は判断を

下すべきだろうと思います。

その過程においては、国、行政庁のなした処分根拠、それに対する住民の反ばく、論争は不可避であります。この範囲においては裁判所は論争を受忍すべきであり、その論争の過程で裁判所が、普通の裁判のように、どちらの論が正しいかという軍配を上げる必要はない。しかし、その論争の過程で出てきた証拠、主張が、いかに道理、公理に符合し、あるいはしないものであるか、でたらめであるのか真実であるのか、その程度の判断力は裁判所が有するべきだと考えます。

ところが一審の判決は、こういう形の論争の仕方を避け、結論的に、専門家である国のなした処分を正しいとして、いわば、執行文を与える形で判決を作ったわけであり、専門家に対する無条件の信頼を前提とすれば、先行専門家の処分が第一に尊重されることは論理的必然であります。そうしますと、先に専門家であるべき行政庁が判断した結果というのは、あとで住民側が別の専門家を擁して反論しても、特段の事情がない限り反ばくできないという形になるわけです。

専門家を尊重するという非常に謙虚かつ自己本能的な動きの仕方が、現実の社会関係、とくに行政訴訟においては、前例偏重、あるいは、国家体制保持型にならざるを得ないということは自明のことであろうと思います。あるいは、裁判所が国家のなした政策に対して反論するというのは、司法権を逸脱するという考えがあるかも知れません。しかし少くとも、現実に行われた処分が、当時の科学的知見において妥当性を有しておるのか、あるいは、そういう専門家を規制する法整備、あるいは進められた手続が、当該憲法、法規、

規則に沿っているのかという点については、当然判断をすべきであるし、それを回避して専門家であるということに隷属するのであれば、およそ、裁判官も一つの専門バカとして機能せざるを得ないでしょう。

本件訴訟においても、双方の主張がどういうもので、どういうことを論争し、ことに被告国の主張に証拠に基く合理性があるのか、あるいは経験則ないしは科学的常識からして符合し得るものであるかについては、当然判断を下すべきであろうと思います。そして、証拠に基く事実を確定した上で、そういう事実関係の中では、やはり住民が生命、身体に対して抱いている不安は、いわれの無い独断、杞憂にすぎないのかどうか、あるいは、その危機感というのはそれなりの合理性があるのかどうか、こういう点は裁判所が判断すべきであるし、現に訴訟が提起されている以上、住民に対して説得的な内容を持つべきであろうと思います。それを、被告の主張に執行文を付した形で、強権的に押切るのであれば、それは本来裁判が持つ良心的、説得的機能を自ら放棄するものでしかありません。

それからもう一つ、具体的な手続にあっては、憲法、地方自治法、あるいは原子力関係法規に従った手続、公開の過程がされたのかどうか、そういう点についても裁判所は独自の判断を下すべきだと思います。

ひるがえって考えれば、本件訴訟においてこのように科学論争になったというのは、もともと住民に対する説得過程において、公開すべき資料、あるいは説得内容を放棄し、ただやみくもに強権的に押えこもうとした、その結果として訴訟が提起され、やむを得ず法廷の場では出さざるを得なくなったからです。

本来、こういうのが原子炉設置許可の手續過程で出されておれば、論点ももう少し煮つまったものとなつたし、情報ももう少し公開されて、国民の側からも理解し易いものになつたし、それは、裁判所の側からは負担の軽減となり、あるいは、被告のデマゴギーにまどわされる危険も、もっと少くなつたと思ひます。

この一点から見ても、本件設置許可手續において、いわゆる非民主的なやり方、知らしむべからず寄らしむべし、の愚民政策があつたことは否めないと思ひます。こういう手續過程を経て、なおかつ、原告住民は国の言う安全の根拠を納得すべきかどうか、国民としてそれを承服すべきかどうか、という点について判断をいただきたいと思ひます。

こういう判決は、いかなる結論になろうとも、批判はさげられないと思ひます。しかし、科学者の批判は批判でいいし、裁判所の批判としては、私たちは、今申しのべました視点において、裁判所が独自の判断を示すかどうかについては当然批判されるべきだと思ひます。いたづらに批判を避ける意味で、先行する専門家の判断に埋没して自己を弁明するということのないようお願いします。

仲田弁護士 午前中から今まで、私たちにとつては短い時間でしたが、弁護更新を終ります。まだ更に言いたいことがあるのですが、今までのべたことは、当審と原審における私どもの準備書面に、充分詳細に記載してあります。ぜひとも裁判所におかれましては、原告ら、それに被告、双方の準備書面をお読みいただき、それから、これまでの証拠、証言を検討していただいて、分らない点があれば我々に求釈明していただきたい。

原審において、全部の裁判官が、我々当事者双方に対して、釈明しませんでした。我々はそれをもって、分っているから釈明しないのだと誤解しておりました。原判決を見て啞然としました。

ぜひとも今までの我々と被告の主張と証拠を検討されて、釈明していただきたい。こう要望致します。

それから、このあと、我々の方から証人申請致しますが、その上で裁判所は、専門家と呼ばれている証人に対して、ぜひとも自ら尋問して尋問していただきたい。これも原審においては、全裁判官が双方の証人に対して尋問しなかつた。これも我々は誤解しておりました。分つたから尋問しなかつたと思ひました。しかし原判決の中味を見ますと、証言を理解できない、ということに尽きております。

ぜひとも裁判所は、出てくる証人に自ら尋問していただきたい。そうなれば、当裁判所は原判決の誤りを厳しく指弾できるものと確信しています。(完)

(1頁から続く)

福田町長は、いい加減な回答に終始し、自治体として、原発から住民の生命、財産を守ることに、何らの策も講じていないばかりか、原発事故を過小評価している国、四電の手先となつて、相変らず原発推進を続けようとの意図をバクロした。

また、「9月町議会に、伊方3号炉設置問題を提出するか」という問には、「まだわからない。町民の声もよく聞かねば……」などと、言を左右にした。しかし、我々のつかんだ情報では、9月町議会にも、町は3号炉増設を提案するハラだという。町としては、新

聞などの住民アンケートの結果にも出た、西宇和郡で70%以上、伊方町で90%が、それぞれ、3号炉増設に反対しているという八西地区住民の意志に気を使いながらも、いかに住民の目をごまかし、3号炉増設を町議会で強引に可決しようかと、スキをねらっているのである。

我々は、70%、あるいは90%の住民の声の一つとして、こうした町の策謀を封じていく覚悟である。(八西連絡協 S)

抗議文

町は原子力防災計画を制定するにあたり、国や県でさえ、原発から10キロ～20キロの地区住民は退避しなければならない、としているにもかかわらず、住民退避の範囲は、わずか1キロとした計画を作っている。おまけに、先日の県の防災計画会議の席上では、この町計画を主張するに及んでいる。

これは、いかに町理事者が、我々住民の生命や財産を軽視し、我々をバカにしているかのあらわれである。町は、住民の生命、財産を守るのが第一の義務にもかかわらず、こともあろうに、国、県にさきがけても、我々の生命、財産を、より不安におとし入れる計画をつづることは、けっして許されるべきではない。

また、こうした防災計画の制定は、いかに防災計画が無意味で、原発事故の時には役立たない無用の長物であるかを、町理事者が自から認めたものにほかならない。

昭和55年8月25日

伊方原発反対八西協議会

伊方町長 福田直吉 殿

伊方町議会議長 辻 忠義 殿

— 参考資料 —

「日本経済新聞」記事(55. 8. 15)

—愛媛県は昨年8月、原子力防災計画を修正し、大事故が起こった場合、原発から10キロ以内の住民は地区外に退避することにした。しかし町は、この計画修正は非現実的だと判断し、ことし2月、町の計画を作った時には、1キロ以内の住民の地区外退避を併記した。ただ、災害対策基本法が、町の計画は県の計画に抵触してはならないとしていることから、「退避計画」は一例との、ただし書きを付け加えて、とりつくろった。

榊田さん(伊方町企画財政課長)は言う。「だって考えてみて下さい。車の保有台数や道路事情を考慮に入れると、県の計画通りに10キロ以内の住民9,000人が一度に逃げ、大混乱を招かずにすむことなんて、あり得るでしょうか。……」—

会計報告('80. 8/13～9/11)

収入

会費	34,000
ニュース購読料	12,600
準備書面売上金	2,000
カンパ	10,000
コピー代金	41,000
計	99,600

支出

ニュース印刷代	22,500
郵送料	7,928
振替手数料	445
弁護士合宿補助	50,000
資料費	23,800
計	104,673

差引

借入金合計	87,517
-------	--------